

開催日及び場所		令和6年5月31日(金) さいたま新都心合同庁舎検査棟7階 大会議室		
委員		委員長 奈尾光浩(奈尾光浩公認会計士事務所所長) 委員 大塚嘉一(菊池総合法律事務所所長) 委員 住田浩典(一般財団法人建築保全センター専務理事)		
審議対象期間		令和5年12月1日～令和6年4月30日		
審議対象案件		2件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件		2件 うち、1者応札案件 2件 (抽出率100.0%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件内訳	工事	一般競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			工事希望型競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	業務	一般競争	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			標準型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の随意契約	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		抽出案件内訳	物品・役務等	一般競争
	指名競争			0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	随意契約(企画競争・公募)			0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
随意契約(その他)	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件			
(特記事項) 発注業務に係る入札手続及び契約手続の運用状況について、審議を行った。				
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	回答等	
		別紙のとおり。	別紙のとおり。	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		意見の具申又は勧告は特に無く、管財課説明のとおり了承された。		
[これらに対しセンターが講じた措置]				

事務局：農林水産消費安全技術センター業務監査室

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。

(別紙)

令和6年度第1回入札監視委員会 委員からの意見・質問、それに対する回答

質問・意見	回答
<p>議題(1) 発注工事等に係る入札手続及び契約手続の運用状況について (対象期間: 令和5年12月1日~令和6年4月30日)</p>	
1 名古屋センター移転に係る事前調査業務の仕様について	1 (仕様書により説明)
2 名古屋センター移転に係る事前調査業務の予定価格算定方法について	2 (関係資料により説明)
3 名古屋センター移転に係る事前調査業務の参考見積書を依頼した業者の選定理由について	3 設計業務を行うにあたり、物件の事前調査が必要となったため、神戸、福岡センターにおいて施設・設備の設計実績がある当事業者に参考見積書を依頼した。 また、複数社に依頼を行ったが、能登半島地震の復旧・復興需要等の影響による人員不足を理由に、参考見積書の提出を断られた。
4 名古屋センター移転に係る事前調査業務について、設計を行う者への意思伝達業務が仕様書に含まれているが、この業務の契約期間の後に設計業務の契約を行っているため、履行期限を超えているのではないか。	4 調査業務の結果は、報告書形式の書面により意思伝達を行うこととしているため、履行期限内に業務は完了している。
5 名古屋センターは移転しないといけないのか。	5 現在入居している合同庁舎は耐震基準を満たしていないため、他の場所に用地を確保し建て替えることとなった。 建て替え後の庁舎へ入居する場合には、周辺の相場と同等の建物使用料を負担する必要があるため、調査・検討の結果、移転(土地建物の購入及び改修)することとしたものである。
<p>議題(2) 一般競争、指名競争に係る入札手続及び随意契約に関する再苦情処理について (対象期間: 令和5年12月1日~令和6年4月30日)</p>	
<p>該当なし</p>	
<p>議題(3) その他</p>	
<p>特になし</p>	

以上